

『子育てのための施設等利用給付認定 （新2・3号認定）』申請のご案内

～ 預かり保育を利用する方 ～

この案内では、幼稚園・認定こども園(教育利用・1号)の預かり保育を利用し、その利用料が無償化の対象となるために必要な認定に関する手続きについて重要なことを記載しています。申請される際は必ずお読みください。



豊見城市こども未来部
保育こども園課

1. 子育てのための施設等利用給付認定について

幼児教育・保育の無償化（預かり保育等）給付を受けるためには、「子育てのための施設等利用給付認定（以下、「施設等利用給付認定」という。）」を受ける必要があります。施設等利用給付認定は、保護者及び子どもの状況により3つの区分に分かれます。

施設等利用給付の認定区分

認定区分	新1号認定	新2号認定	新3号認定
年齢	満3歳以上	満3歳に達する日以降最初の3月31日を経過した子ども	満3歳に達する日以降最初の3月31日までの間にいる子ども
対象子ども	就学前の子ども ※新2号認定を除く	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子どもで 市町村民税非課税世帯の子ども
月額上限額	25,700円	11,300円(450円×利用日数)	16,300円(450円×利用日数)
対象施設	・特別支援学校、 ・未移行幼稚園の教育利用のみ	・未移行幼稚園の教育利用及び預かり保育 ・認定こども園、幼稚園の預かり保育	

※「市町村民税非課税世帯」について

- (1) 4月～8月までは前年度の課税状況、9月～翌3月までは当年度の課税状況により判断します。
- (2) 父母の収入で生計が成り立っていない（生活保護の基準を下回る）、かつ祖父母等と同居しており、祖父母等に市町村民税の課税がある場合には「市町村民税非課税世帯」に該当しません。

認定イメージ

7:30	8:30	14:00	18:30
預かり保育	教育時間	預かり保育	
※施設によって利用時間は異なります。			
教育時間	= 教育時間のみ利用の場合、『1号認定(教育・保育給付認定)』が必要。		
教育時間	預かり保育	= 教育時間及び預かり保育を利用する場合、『1号認定(同上)』と『新2・3号認定』が必要。	

2. 認定申請手続きの流れ

入園手続きの詳細及び申込みについては、各施設(公立を除く)にお問合せください。

手続きの流れ(参考)	STEP 1 (申請)	必要書類を揃え、利用施設または保育こども園課窓口に提出してください。
	STEP 2 (審査)	保育の必要性の有無、記載内容、添付漏れ等の申請内容の確認を行います。 ※申請内容に虚偽がある場合は、申込が無効となります。
	STEP 3 (認定)	審査の結果、認定された保護者に対して「施設等利用給付認定通知書」を送付します。
	STEP 4 (現況届)	認定の有効期間内において引き続き就労、疾病等の保育を必要とする事由に該当するかの確認のため、年1回の現況届の提出が必要になります。 ※現況確認の実施時期については、施設を通じてお知らせします。(8月頃予定)

注意事項

- ・認定開始日を認定の申請日より前に遡ることはできませんので予めご了承ください。
- ・申請前や認定を受ける前に利用した費用については、無償化の対象外となり保護者様の費用負担となります
- ・預かり保育の利用については、利用施設へ申込が必要です。事前に利用施設にご相談ください。

3. 『施設等利用給付認定(新2・3号)』申請に必要な書類について

子育てのための施設等利用給付認定申請書(指定様式) 子ども1人につき1部

<保育の必要性>を確認できる書類(※下記参照) 保護者(父母)1部ずつ

保育を必要とする事由	具体的な状況		必要書類	認定可能期間
就 労	就労している場合 (月64時間以上 就労していること)	雇用されている方 (会社員、公務員、派遣等)	就労証明書 [㊟] ※育児休業からの復帰を希望する場合は、復帰日の記載が必要	就労期間中
		自営業 (協力者含む)	就労証明書 [㊟] +以下の①～③のいずれかひとつ ①仕事内容が分かる資料 (開業届、営業許可証等) ②直近3カ月の売上が分かる資料 (給与明細、通帳等) ③最新の確定申告書等	
妊娠・出産	妊娠中であるか、又は出産後間もない場合		親子(母子)健康手帳の分娩予定日 記載ページ写し	出産予定月の 2ヵ月前～生後3ヵ月 に達する月の末日
疾 病 ・ 障 が い	保護者が病気や負傷、障がいがある場合		疾 病	療養期間中
			障 が い	
診断書(保護者・同居者用) [㊟]	以下の①②のいずれかひとつの写し ①身体・精神障害者手帳 ②療育手帳			
介護・看護	疾病・障がいのある親族を常時介護・看護している場合		介護・看護申立書 [㊟] +①～④のいずれか ①診断書 [㊟] ②療育手帳の写し ③身体・精神障害者手帳の写し ④介護保険被保険者証の写し	介護・看護期間中
災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあっている場合		罹災証明書等の被災を確認できる資料	復旧期間中
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合 起業準備を行っている場合		求職活動申立書 [㊟]	90日が経った月の 月末まで/年度 ※年度をまたぐ場合でも、 連続した90日以上は 認められません。
就 学	大学・専門学校・職業訓練校等に在学している場合 (月64時間以上就学していること) ※自動車教習所、習い事等は該当しません		以下の①②のすべて ①在学証明書又は入学許可証等 ②授業日数等が確認できる資料	就学期間中
社会的養護	虐待やDVのおそれがある場合		保育こども園にお問い合わせください。	市長が認める期間中
育児休業	2歳未満の子を家庭保育するため、きょうだい児の保育を必要とする場合。既に施設等利用給付認定を受けている子どもを対象とした事由のため、新規申込での適用はできません。		下記の①②いずれかひとつ ①育児期間記載の就労証明書 [㊟] ②育児休業申立書 [㊟]	育児対象児童が 2歳になる月末

※指定様式(㊟)は保育こども園窓口もしくは豊見城市ホームページから入手できます。

世帯状況確認書類 ※次のいずれかに該当する世帯のみ 世帯につき1部

世 帯 状 況	確 認 書 類
ひとり親世帯 ※離婚後も父母が同居している事実婚の場合は対象外	以下の①～③のいずれかひとつ ①児童扶養手当受給者証書の写し ②母子及び父子家庭等医療費助成受給者証の写し ③婚姻していないことが分かる戸籍謄本等
ひとり親に準ずる世帯 ※父母が同居している又は離婚協議中の場合は対象外	離婚調停、裁判関係の証明となる書類 ※提出がない場合は一般世帯としての認定になるため、父母両方の「保育を必要とする証明」の提出が必要です。
市外在住者がいる世帯	市外在住者の住民票謄本
同一住所に別生計の世帯がいる方	別生計であることが分かる書類(それぞれの世帯の光熱費等の領収書3ヵ月分)
前年又は当年1月1日時点で本市に住所が無い方	申請書に個人番号(マイナンバー)を記入 ※記入が困難な場合、前年又は当年の市町村民税所得課税証明書を提出

4. 施設等利用給付認定後の注意事項について

認定後、以下のように状況が変わった場合は、速やかに必要書類を提出して下さい。

変更事由	必要書類
退職した場合	以下の①②の書類を提出して下さい。 ①前職の離職日が分かる書類 (退職証明書㊟、離職票、雇用保険被保険者資格喪失届の写し等) ②保育を必要とする事由に該当する書類 (就労証明書㊟、求職活動申立書㊟等)
転職した場合	以下の①②の書類を提出して下さい。 ①前職の離職日が分かる書類 (退職証明書㊟、離職票、雇用保険被保険者資格喪失届の写し等) ②就労を開始したら(就労証明書㊟等)
採用予定(求職活動)から就労開始した場合、勤務日数・時間の変更	就労証明書㊟
育児休業から復職した場合	復職証明書㊟ ※復職日以降に勤務先から証明を受けて下さい。
世帯で市外へ転出する	転出手続き前に保育こども園課までお問い合わせください。 ※市外へ転出した場合、認定取り消しとなります。引き続き認定を継続したい場合は、転出先市町村での手続きが必要です。(下記参照)
その他家庭の状況が変わった場合	結婚、離婚をした、同居人の増減、課税状況の変更等 ※その他家庭の状況が変わった時は、ご連絡下さい。

※届出をしないまま後日認定事由に該当していないことが判明した場合、事由発生日まで遡って給付費の返還を求める場合があります。

※指定様式(㊟)は保育こども園課窓口もしくは豊見城市ホームページから入手できます。

Check

《 転出入時の注意点 》

豊見城市外に転出する場合

転出日の前日をもって認定が取り消されます。

転出日以降の期間に対して豊見城市から施設等利用費の支給を受け取ることができません。

転出日以降の期間については、転出先の市町村に施設等利用給付認定の申請方法等を確認し、施設等利用費の支給を受けられるよう必ず手続きしてください。

[例 1] 10月15日に豊見城市から転出する場合、10月14日までは豊見城市から、10月15日以降は転出先の市町村で施設等利用費の支給を行います。※転出先の市町村で認定手続きが必要です。

豊見城市に転入する場合

施設等利用給付認定の認定開始日は、豊見城市に申請があった日以降となります。

遑って認定することはできませんのでご注意ください。※必要書類等を事前にご確認ください。

[例 2] 10月15日に豊見城市に転入し、10月20日に必要書類を揃えて申請手続きが済んだ場合、10月14日までは転出元の市町村から、10月20日以降は豊見城市で施設等利用費の支給を行います。
この場合、10月15日から19日の間は空白期間(認定を受けていない期間)となり、自己負担となります。

5. 施設等利用費（預かり保育利用料）の支給について

施設等利用費の支給方法は「法定代理受領（現物給付）」・「償還払い」の2つの方法があり、利用する施設やサービスによって支給方法が異なります。

法定代理受領（現物給付）とは

上限額の範囲内で利用料の支払いが不要になります。利用料については、豊見城市から施設に対して支払うこととなります。※上限額を上回る料金の場合、差額は自己負担となり、施設に差額分を支払う必要があります。

償還払いとは

これまでどおり在園する施設に利用料を支払い、その後、払戻しの手続き（償還払い請求）に基づき、上限額の範囲内で保護者の口座へ払戻しされます。

無償化対象金額（預かり保育利用料）

○「実際に支払った金額」と「日額上限450円×利用日数」を比較して低い方を支給。

※認定日より前に利用した料金や日額上限(450円)、月額上限(11,300円・16,300円)を上回る料金は自己負担となります。

※おやつ代等は無償化対象外です。

〈算定例〉

対象児	支払った金額 a	利用日数 b	上限額 c (450円×b)	対象額 d (aとcの低い方)	実費負担額 a - d
A	8,000円	20日	9,000円	8,000円	0円
B	10,000円	20日	9,000円	9,000円	1,000円

■支給方法一覧

施設名	支給方法	請求方法
上田こども園 聖マタイ幼稚園 市外の幼稚園・こども園	償還払い	<p>◀必要書類▶</p> <p>①施設等利用費請求書 ②特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証(請求月分) ③特定子ども・子育て支援提供証明書(請求月分) ④振込口座の通帳の写し ※初回および指定口座を変更する際に添付。</p> <p>◀請求時期▶</p> <p>原則、四半期(3カ月に1回)ごとに行います。 例) 4~6月分を7月に請求。 ※対象期間(4~6, 7~9, 10~12, 1~3)の翌月に請求。 ※請求後、原則請求日の翌月中に豊見城市から指定口座へ振込み。</p>
上記以外の 市内の幼稚園・こども園	法定代理受領 (現物給付)	不要 ※施設が保護者に代わって施設等利用費の請求を行います。

※詳しくは、豊見城市ホームページをご覧ください。

[URL] https://www.city.tomigusuku.lg.jp/kosodate_kyoiku/ikuji/5/3041.html

[QRコード]



幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ	〇〇〇こどもえん	所在地	豊見城市宜保十丁目10番地10
施設名	〇〇〇こども園	利用開始(予定)日	令和〇年 〇月 ×日

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ 施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始(予定)日
	認可外・一時預かり	〒 -	年 月 日
記 入 不 要			
			年 月 日
		TEL: -	年 月 日

添付書類

「保育を必要とする事由」を証明する書類(以下の中から該当する書類を添付してください)

状況	必要書類
就労 (月64時間以上就労していること)	雇用されている方(会社員、公務員、派遣等) 就労証明書 ※育児休業からの復帰を希望する場合は、復帰日の記載が必要
	自営業(協力者も含む) 就労証明書+①~③のいずれかひとつ ①仕事内容が分かる資料(開業届、営業許可書等) ②直近3ヵ月分の売上げが分かる資料(給与明細、通帳の写し等) ③最新の確定申告書の写し等
妊娠・出産	親子健康手帳の分娩予定日記載ページの写し
保護者の障がい	下記の①②いずれかひとつ ①身体・精神障害者手帳の写し ②療育手帳の写し
保護者の疾病	診断書(保護者・同居者用)
親族の介護・看護	介護・看護申立書+①~④のいずれかひとつ ①診断書(介護・看護用) ②療育手帳の写し ③身体・精神障害者手帳の写し ※等級次第では、診断書が必要 ④介護保険被保険者証の写し ※要支援又は要介護認定に限る
災害復旧	罹災証明書等の災害を確認できる資料
求職活動	求職活動申立書
就学	下記の①②すべて ①在学証明書または入学許可書等 ②授業日数及び時間が確認できるカリキュラム等
社会的養護	保育こども園課にお問い合わせください。
育児休業 ※育児休業は、2歳未満の子を家庭保育するため、きょうだい児の保育を必要とすることをいいます。既に施設等利用給付認定を受けている子どもを対象とした事由のため、新規申込での適用はできません。	下記の①②いずれかひとつ ①育児期間記載の就労証明書 ②育児休業申立書

追加書類(該当する方のみ) ※世帯状況に応じて必要となる書類

状況	必要書類
ひとり親世帯 ※離婚後も父母が同居している又は事実婚の場合は対象外	下記の①~③のいずれかひとつ ①児童扶養手当受給者証書の写し ②母子及び父子家庭等医療費助成受給者証の写し ③婚姻していないことが分かる戸籍謄本
ひとり親に準ずる世帯 ※父母が同居している又は離婚協議中の場合は対象外	離婚調停、裁判関係の証明となる書類 ※提出がない場合は一般世帯としての認定になるため、父母両方の「保育を必要とする証明」の提出が必要です。
市外在住者のいる世帯	市外在住者の住民票謄本
同一住所に別生計の世帯がいる方	別生計であることが分かる書類(それぞれの世帯の光熱費等の領収書3ヵ月分)
前年または当年1月1日時点で豊見城市に住所が無い方	表面に個人番号(マイナンバー)を記入 ※記入が困難な場合、前年または当年の市町村民税所得課税証明書(全項目記載あり)を提出

※表内太字は市指定様式ですので、窓口もしくは市HPから入手ください。

関連情報

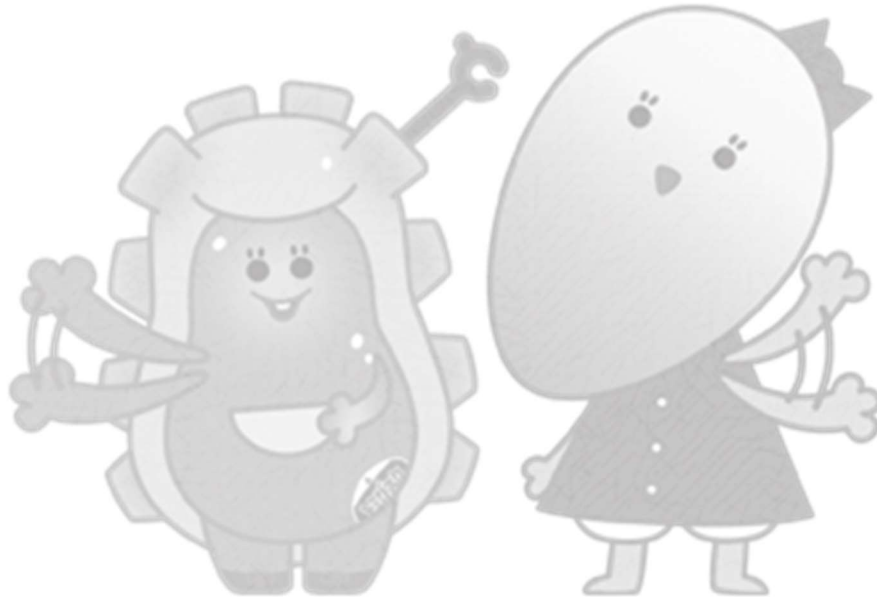
- 「幼稚園や認定こども園の教育利用（1号認定）」について



- 「認可保育園や認定こども園の保育利用（2・3号認定）」について



- 「施設等利用給付認定（新2号認定・預かり保育事業）」について



《 豊見城市ホームページ 》 <http://www.city.tomigusuku.lg.jp>

トップ > くらし・子育て > 子ども・子育て > 保育園・認定こども園